

旭川市障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金の御案内

旭川市では、障がい者（児）の生活に欠かせないサービスを提供している障害福祉サービス等事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の発生及び蔓延防止のための継続的な感染防止対策を支援するため、障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金を支給します。

| | |
|---------------|--|
| 対象事業所 | 旭川市内に事業所を有する、裏面に記載のある事業所・施設で、以下の①②③の全てに該当する事業所が対象です。 ①次のいずれかに該当すること ア 令和4年4月1日時点で、各根拠法令に基づく指定・認可・届出・登録がある。 イ 令和4年4月2日から6月30日までの間に、新規に、各根拠法令に基づく指定・認可・届出・登録している。 ②令和4年8月31日までの間において廃止又は休止の予定がないこと ③令和4年4月（又は開設月以降）に障害福祉サービス等の利用者（※）がいること ※介護保険サービスの利用者は対象外です。 |
| 申請期限 | <u>令和4年8月31日（水）</u> まで |
| 実績報告期限 | <u>令和5年2月10日（金）</u> まで ※提出期限にかかわらず、支出完了後、速やかに報告してください。 |
| 支給金額 | 1事業所につき <u>8万円～60万円</u> ※事業所の区分及び利用者数によって金額が異なります。 詳細は、裏面の支給額を確認してください。 |

～申請の手続き～

■ 申請受付

以下の①②③④を事業者（法人）で一括して提出してください。

※申請は事業所ごとではなく、法人ごとに受け付けます。

①様式第1号の1又は様式第1号の2 感染症対策支援金支給申請書

②様式第1号の1別紙又は様式第1号の2別紙 申請事業所（内訳）

③様式第2号 口座振込申出書

④様式第3号 利用実績集計表

※様式は旭川市ホームページからもダウンロード可能です。

※②④は必要枚数をコピーして記入してください。

■ 支給決定

郵送又は電子メールにて提出

提出のあった申請書類を審査し、支給決定通知書を郵送します。

■ 支給

支給決定から2～3週間程度

口座振込申出書に記載された口座に振り込みます。

■ 実績報告

郵送又は電子メールにて提出

令和5年2月10日（金）までに ⑤様式第6号 ⑥様式第6号別紙を提出してください。

◆ 対象事業所一覧

| 区分 | 入所施設 | その他(訪問系, 通所系など) | |
|---------|--|---|---|
| 法令 | 障害者総合支援法 | 障害者総合支援法・道路運送法 | 児童福祉法・障害者総合支援法 道路運送法 |
| 事業所種別 | ①障害者支援施設 ②療養介護 ③共同生活援助 ④宿泊型自立訓練 ⑤短期入所(単独型) | (訪問系) | (訪問系) |
| | | ①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 ②移動支援 | ①居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 ②移動支援 |
| | | (通所系) | (通所系) |
| | | ①生活介護 ②自立訓練(機能訓練・生活訓練) ③就労移行支援 ④就労継続支援(A型・B型) ⑤就労定着支援 ⑥地域活動支援センター ⑦日中一時支援 | ①児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス ②日中一時支援 |
| | | (相談系) | (相談系) |
| | | ①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ②自立生活援助 | ①障害児相談支援 |
| | | (その他) | |
| ①福祉有償運送 | | | |

◆ 感染症対策支援金の支給額

| 1日当たり平均利用者数 | 入所施設 | その他 (訪問系, 通所系など) |
|-------------|----------|---------------------|
| 1～20人以下 | 200,000円 | 80,000円 |
| 21～60人 | 400,000円 | 160,000円 |
| 61人以上 | 600,000円 | 240,000円 |



留意事項

- 1日当たり平均利用者数の算定は、次のとおりです。
 1. 令和4年4月の総利用者数を事業所営業日で割り返し算定する事業所
計画相談支援, 地域移行支援, 地域定着支援, 自立生活援助, 障害児相談支援
 2. 令和4年4月における日々の利用者数の合計数を事業所営業日で割り返し算定する事業所
 1. に該当しない事業所・施設(療養介護は夜間の介護も行っている者を利用者数とする)
- 事業所は、次の場合を除き、指定事業所ごとに感染症対策支援金の額を算定します。
 1. 同一事業所において、異なる種別の事業を一体的に実施している事業所は、1事業所として算定します。
 - ・障害者支援施設に併設している短期入所は、障害者支援施設に利用者数を含め、1施設として算定します。
 - ・空床利用による短期入所は、本体施設に利用者数を含め、1施設として算定します。
 - ・居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護及び行動援護の指定を併せて受けている場合は、1事業所として算定します。
 - ・計画相談支援, 地域移行支援及び地域定着支援の指定を併せて受けている場合は、1事業所として算定します。
 - ・児童発達支援, 医療型児童発達支援, 放課後等デイサービス, 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の指定を併せて受けている場合は、1事業所として算定します。
 - ・移動支援及び日中一時支援は、利用者数を本体事業に含め、1事業所として算定します。
 - ・一体型や多機能型による指定を受けている場合、1事業所として算定します。
 2. 従たる事業所については、主たる事業所に利用者を含め、1事業所として算定します。

◆ 感染症対策支援金の対象経費

| 項目 | 摘要（例） |
|--------------------------|--|
| 衛生用品、防護用品等の物品購入 | マスク、手袋、防護衣、消毒液等 |
| 施設、設備の整備（改修・新規設置）に要する経費 | 換気設備の改修、パーティション等の設置等感染症対策に有効と判断される改修や設備の設置に要する費用 |
| 感染症検査費用 | PCR 検査費用、抗原検査キット購入費用等 |
| 感染性廃棄物処理費用 | 感染性廃棄物の処理に係る費用 |
| 消毒、清掃費用 | 感染者又は濃厚接触者に対応した場合の消毒、清掃費用 |
| 外部専門家等による研修実施、研修受講に要する経費 | 感染症対策に係る研修の実施、受講に要する費用（講師謝金、旅費、会場費等） |
| 追加的人件費 | 危険手当、消毒作業等の超過勤務手当等 |



留意事項

- 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに支払を完了する経費が対象です。
- 感染症対策が主な用途と判断できない備品、消耗品等は対象経費にはなりません。

【対象経費にならないものの例】



パソコン、タブレット端末、掃除機、洗濯機、血圧計、椅子、テーブル、車椅子、トイレトペーパー、ティッシュペーパーなど。

※判断が難しい場合は、事前にご相談ください。※

- 他の事業等の補助を受けているものは対象経費になりません。
ただし、自己負担が生じているものについては、自己負担分について、対象経費とすることができます。
- 実支出額が支給額を下回った場合は、差額を返還していただきます。

「N95マスク」等の防護用品について

感染者発生時に装着が推奨される「N95マスク」について、事業所に備蓄がないため、感染者発生時の初動対応が遅れる例が多くみられます。

いざという時のために「N95マスク」をはじめとする防護用品の購入・備蓄をご検討ください。



◆ 障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金Q & A

Q1：支援金の対象経費として追加的人件費（危険手当，超過勤務手当）が示されている。現在，事業所の利用者・職員に陽性者は発生していないが，こうした状況であっても支援金を職員に対する危険手当に充てることは可能か。

A1：支援金を職員に対する危険手当に充てる場合は，支給を受けた職員個人においてマスク等の衛生防護用品を購入するなどの感染症対策を行うものと位置づけますので，事業所の利用者・職員に陽性者が発生していない状況であっても，支援金を職員に対する危険手当に充てることは認められます。なお支援金を追加的人件費に充てた場合においては，具体的な支給内容がわかるように実績報告をお願いします。

Q2：令和4年4月2日以降に開設した事業所は支給対象外になってしまうのか。

A2：令和4年4月2日から6月30日までに開設した事業所であれば支給対象となります。開設月から7月までの任意の一月をもって算定することができますので，申請の際に理由書（任意様式）を添付し，任意の一月で算定してください。

Q3：従前から開設している事業所であるが，令和4年4月の実績を基に平均利用者数を算定すると，新型コロナウイルス感染症のための利用控えが回復していないため，通常のを基準とした場合より金額が低くなってしまいが，どうしたら良いか。

A3：令和4年4月の実績を基本としますが，新型コロナウイルス感染症の影響など，特段の理由がある場合には，令和4年5月から7月までの任意の一月をもって算定することができます。申請の際に理由書（任意様式）を添付し，任意の一月で算定してください。（令和4年4月の利用者がゼロの場合は支給対象外となります）。

Q4：令和4年4月にサービス利用者がいないため支給対象外となる，又は支援金の支給を辞退したい場合は，何らかの手続きが必要か。

A4：令和4年4月にサービス利用者がいないなど，支援金の支給要件に該当しない事業所がある場合又は支援金を申請しない事業所がある場合は「様式第1号の1別紙」「様式第1号の2別紙」の申請金額の欄に申請しないことを記入してください。法人全体として支援金を申請しない場合は，申請書シートの最後にある連絡票を提出してください。

Q5：複数の事業所を運営している場合，支援金は支給対象となった事業所ごとに感染症対策に充てなくてはならないか。各事業所に支給された支援金を集約して，特定の事業所について集中的な感染症対策を行いたいが可能であるか。

A5：支援金は支給対象事業所ごとに感染症対策に充てることとなります。特定の事業所について集中的な感染症対策を行う場合は，各事業所に支給された支援金は直接充当せず，法人の会計上において問題がない別の方法で行ってください。

Q6：同一経費に対して、別の事業からも給付を受けることはできるか。

A6：同一経費に対して、公的補助を重複して受け取ることはできませんので、ご注意願います。

特に類似する次の事業について、同一経費を重複して計上しないよう十分に確認してください。

- ①介護サービス等事業者感染症対策支援金（長寿社会課にて実施する同様の事業）
- ②介護サービス等継続支援事業（高齢者施設等において陽性者が発生した場合の補助金）
- ③障害福祉サービス等継続支援事業（障害者施設等において陽性者が発生した場合の補助金）
- ④障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業から支給を受けるかかり増し経費（令和3年10月～12月の障害福祉サービス等報酬に係る特例的措置）

お問合せ

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎1階

旭川市福祉保険部 障害福祉課 障害サービス係

電話:0166-25-9854 FAX:0166-24-7007

E-mail:syougai Fukusi@city.asahikawa.lg.jp